

防犯協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の防犯意識を高揚し、市民の安全の増進に資するため、防犯協議会が防犯活動の事業をするに当たって、当該事業に要する費用の補助に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱による補助を受けることができる防犯協議会は、豊中警察署及び豊中南警察署管内の防犯協議会（以下「協議会」という。）とする。

(補助対象事業費)

第3条 補助の対象となる事業費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市の他の制度により助成の対象となるものを除く。

- (1) 協議会が行う年度間の防犯活動に要する経費
- (2) その他協議会の防犯活動の業務上、特に市長が必要と認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金は、協議会が前条各号に掲げる経費を補うため、これらの額を超えない限度で毎年度予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請は、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）第3条に基づき、補助金交付申請書（様式第1号）を次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては予算の範囲内において補助金の交付を決定し、協議会に対して補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付の目的に従って、事業の効率的な推進を図らなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了した翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(交付の請求)

第8条 第6条の規定により決定の通知を受けた協議会は、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては、補助金を交付する。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた協議会は、補助事業等実績報告書(様式第4号)に事業完了後速やかに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し・補助金の返還)

第11条 市長は、規則第11条及び第12条に定めるもののほか、補助期間内に、補助対象事業に着手しないとき又は中止し、若しくは廃止したときは、既に交付した補助金交付決定を取り消し、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この改正要綱は、平成18年12月1日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

補助金等交付申込書

令和 年(年) 月 日

(あて先)

豊 中 市 長 様

申込者

豊中市補助金等交付規則第3条の規定により補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

補助金等の名称

補助金申込額

円

豊中市指令危管 第 号

補助金等交付決定通知書

令和 年(年) 月 日

様

豊中市長

令和 年 月 日づけで申込みのあった補助金等については、下記のとおり決定したので、豊中市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

補助金等の名称

補助金交付定額 円

交付の条件

- (1) 次のとおり分割交付する。
- (2) この補助金は申込みのあった事業費以外の費用に支出してはならない。
- (3) 事業費を精算の結果、事業費が補助金を下回るときは補助金を減額することがある。
- (4) 事業費以外に支出されたときは補助金を減額し、また補助金の返還を求めることがある。
- (5) 補助金の経理については、随時監査を行うことがある。
- (6) 事業費精算後1か月以内に決算報告書を提出のこと。

補助金交付請求書

令和 年(年) 月 日

(あて先)

豊 中 市 長 様

請求者

令和 年度の補助金の交付を請求します。

補助金等の名称

金 額 円

補助事業等実績報告書

令和 年(年) 月 日

(あて先)

豊 中 市 長 様

申込者

令和 年 月 日づけで申し込み、令和 年 月 日豊中市指令危管第 号で交付決定された令和 年度の補助事業等に係る実績を、豊中市補助金等交付規則第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業等の名称

事業の概要